

基本目標 4

自然と生活が調和した環境を築くまち （環境）

政 策	(1)自然環境と生活環境の保全
	(2)循環型社会の形成
	(3)再生可能エネルギーの推進と地球環境保全

基本目標 4

自然と生活が調和した環境を築くまち (環境)

政策(1) 自然環境と生活環境の保全

■SDGsの目標との対応



6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。

6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。

6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティ*の参加を支援・強化する。



13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応力を強化する。

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。



15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。

■現状と課題

●自然保護・自然環境の保全

本市の北部地域には森林が大きく広がっています。森林は地下水等の水資源のかん養、生物の多様性や景観の保全等、地域の自然を守る上で様々な役割を果たし、また、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止にも貢献しています。

しかし、本市における林業は、安価な輸入材の普及により大きく衰退しているため、森林の保全活動を補っていく必要があります。

また、野生生物による農業被害は里山にまで及ぶため、生態系のバランスを考えた生物多様性の確保や多様な自然環境の保全が課題となっています。

本市の豊かな自然環境を維持することで良好な景観が保たれるため、住民・事業者・市が協働して、本市に存在する山岳景観や集落景観など様々な景観を保全する必要があります。

●水環境の保全

市内の水環境については、河川水、地下水、河川底質などを毎年、市で水質検査等を行っています。

事業所からの排水や家庭の生活排水等の影響により、一部の中小河川において汚れの度合いを示すBOD（生物化学的酸素要求量）*など、「環境基準」が達成できていない箇所が存在しており、ごみの投棄や泥の堆積によって生じる流れの阻害も、汚れの原因となっています。

悪臭や水質汚濁を防ぐため、し尿や生活排水を適切に処理するよう、広報での周知や点検結果による指導を行っていますが、引き続き適切な処理方法を周知していくことが重要です。

今後は、総合的な水循環・水資源管理の観点からの水環境保全への取組が課題となります。

●公害の防止

本市の公害の苦情相談には、事業所や日常生活から発生する水質汚濁、大気汚染、悪臭、騒音のほか、近年の傾向では、不法投棄や害虫の発生、空き地・空き家に繁茂する雑草等に関するものが多く寄せられています。

今後も、環境測定や環境規制基準の遵守指導などを行う中で、公害の抑制や防止に努めていく必要があるとともに、不法投棄の監視強化を進めていくことも重要となっています。

また、近年、飼い猫や野良猫に関する苦情が増加しており、ペットの適正飼育や繁殖抑制等について、啓発を強化する必要があります。

公害等苦情発生状況

単位:件

年	大気汚染	水質汚染	騒音	悪臭	振動	その他	合計
平成25年度	41	1	5	14	1	120	182
平成26年度	32	5	7	11	0	110	165
平成27年度	49	6	9	16	1	212	293
平成28年度	32	2	9	8	0	212	263
平成29年度	26	1	11	10	1	185	234
平成30年度	30	2	6	7	1	196	242

資料:環境課

●環境美化活動の推進

本市では、自治会を中心とした団体等が環境美化活動を積極的に展開しています。

また、市民の環境問題に対する意識も高く、ごみのポイ捨て、山や川などへのごみ等の不法投棄、地域の環境美化に対する関心が高くなっています。

今後とも、効率的・効果的に多くの市民が環境美化活動に取り組むため、システムの構築や意識の高揚を図っていくことが必要です。

●環境情報の提供と共有

望ましい環境像「快適な環境で健全な生活があるまち」を目指すためには、市の施策だけでなく、市民、事業者の積極的な取組が必要です。

そのため、生活環境、自然環境、地球環境の保全や循環型社会を形成していくにあたり、市からの環境に関する情報の提供や環境教育・学習を充実させていくことが課題となっています。

■今後の施策の方向

① 自然保護・自然環境の保全

「森林整備計画」に沿った整備・指導を行い、森林機能の維持を図るとともに、甲斐市バイオマス産業都市*構想の主要プロジェクトに掲げる木質バイオマス*発電事業を推進し、地場産材、間伐材等の利活用を促進します。

また、生態系のバランスを考えた野生生物の保護、生物多様性に関する市民の意識向上を図り、森林の保全活動に努めます。

さらに、農業基盤の整備、担い手の育成などを通じて農の緑の保全に努めます。

② 水環境の保全

下水道の整備や合併浄化槽事業の推進、地域し尿処理施設等の適切な維持管理により生活排水対策が推進され、河川等の水質浄化が行われています。

今後も、水環境の維持・改善・向上に努めていきます。

また、河川等の表流水だけでなく、雨水、地下水、上水・下水等を含めた総合的な水循環・水資源管理の観点からの水環境保全の取組を検討し、推進していきます。

③ 公害の防止

良好な生活環境を保全するため、環境測定による監視体制を強化するとともに、公害防止に関する環境規制基準の遵守を指導し、公害の防止に努めます。

また、公害苦情への迅速な対応、不法投棄の監視強化、空き地・空き家への指導、各種の公害防止のための啓発活動等を推進していきます。

さらに、ペットの適正飼育については、NPO法人や県関係機関などと協力する中で、飼育指導や譲渡制度の利用等を周知し、快適な住環境の維持に努めます。

④ 環境美化活動の推進

本市では、自治会を中心に環境美化活動が行われていますが、今後も自治会、NPO法人、ボランティア団体等が行う環境美化活動を支援し、景観の保全・形成活動との連携をとって進めていきます。

また、監視員による山間地などにおける不法投棄の監視を継続し、不法投棄の抑制に努めます。

⑤ 環境情報の提供と共有

環境に関するトピックスや最新情報、イベント開催等の情報を提供します。また、広聴の充実を図り、市民の要望の反映に努めます。

市民や児童・生徒などを対象とした環境教育・環境学習を企画し、環境保全意識の啓発を図るとともに、環境教育の講師や専門家の育成に努めます。

■成果指標

達成目標指標	実績値 (平成26年度)	現状値 (平成30年度)	令和2年度 目標値	令和6年度 目標値
生活排水フリーン処理率*	91.1%	89.0%	93.0%	95.0%
			93.0%	
平均BOD*値が3mg/ℓ以下の 中小河川の割合	89.5%	79.0%	92.0%	94.0%
			92.0%	
新)公害苦情のうち指導改善した割合	—	84.7%	—	90.0%
			86.0%	
環境学習イベント延べ参加人数	216人	163人	250人	250人
			200人	

■関連個別計画

計画名	計画期間
甲斐市環境基本計画	平成24年度～令和3年度

政策(2)循環型社会の形成

■SDGsの目標との対応



9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

■現状と課題

●廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進

廃棄物の発生は、処分場の処理費や処理能力の問題もさることながら、大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄による環境負荷の増大を助長します。リデュース・リユース・リサイクル・リフューズの4R*においては、特にリデュースによる廃棄物の発生抑制が大切です。

本市の廃棄物リサイクル量は、廃棄物発生量の減少と同様に年々、減少傾向にあり、リサイクル率は17%前後で推移していますが、今後は、さらなるリサイクルの向上を目指し、様々な取組を行う必要があります。

また、近年、増加している外国人やごみ出し困難世帯に対し、廃棄物やリサイクル品の適正な収集体制について、関係機関等とも連携を図りながら、取組を進めることが課題となっています。

●広域ごみ・し尿処理施設の整備

本市のごみや浄化槽汚泥等の処理は、現在、中巨摩地区広域事務組合と峡北広域行政事務組合の2つにまたがる一部事務組合で行っています。

今般、ごみ処理については、山梨県西部に位置する11市町において、令和13年度の稼働に向けて新たな1施設に集約する取組を進めており、また、浄化槽汚泥等についても、峡北広域行政事務組合における新し尿処理施設の建設を機に、本市全域を処理区域とすることとなりました。

これらのことにより、スケールメリットを生かした行政コストの削減が期待されるところであり、今後は、関係市町や各一部事務組合において、両施設の建設に向けて円滑かつ確実な取組を進めるとともに、現施設の適切な維持管理に努める必要があります。

ごみ処理の状況

単位:トン

年度	一般ごみ			資源ごみ	有価物 回収運動
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ		
平成25年度	14,950.8	1,056.5	317.6	1,275.6	1,745.7
平成26年度	14,988.4	1,034.9	335.6	1,380.0	1,541.1
平成27年度	14,997.4	1,030.6	335.1	1,476.0	1,400.3
平成28年度	14,823.9	978.0	326.4	1,557.6	1,239.7
平成29年度	14,621.5	958.1	317.1	1,642.6	1,118.4
平成30年度	14,699.2	944.4	331.9	1,646.0	1,059.1

資料:環境課

●循環型社会の確立

循環型社会への取組の一環として、市内小中学校・保育園の給食残渣を用いた液肥製造の実証実験に取り組み、一定の成果が得られました。

今後、新たに堆肥化についての取組など、さらなる生ごみの資源化を進めるとともに、市内における廃棄物の減量化及び資源化に向けて、一般家庭の食品残渣回収も視野に入れていくことも検討課題となっています。

また、再生資源の活用を積極的に図り、資源循環型社会を推進していく必要があります。

■今後の施策の方向

①廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進

廃棄物の発生・排出の抑制を図るとともにリサイクル率の向上を図るため、引き続き各種の啓発活動等を推進していきます。

また、ウェブサイトのごみ分別辞典サイトを引き続き発信するとともに、増加している外国人住民に対応するため、新たに多言語対応のごみ捨てマニュアルやカレンダーの情報発信システムについて検討し、適正な排出方法の周知に努めます。

②広域ごみ・し尿処理施設の整備

中巨摩地区広域事務組合と峡北広域行政事務組合の現施設の適切な維持管理に努め、費用負担の軽減を図ります。

11市町による新たなごみ処理施設や峡北広域行政事務組合における新し尿処理施設については、関係市町や一部事務組合と連携し、施設の建設に向けて円滑かつ確実な取組を進めるとともに、それぞれの収集体制等について、検討を進めます。

③循環型社会の確立

ごみの減量化及び資源化を進めるため、市内小中学校・保育園の給食残渣を用いた液肥化及び堆肥化の取組を進めるとともに、その成果品の利用についても、積極的な周知に努めます。

また、将来的には、一般家庭の食品残渣回収も視野に入れ、本市がバイオマス産業都市*として発展していくための主要事業として位置づけていきます。

国の第5次環境基本計画では、SDGs*やパリ協定の潮流を踏まえ、「地域循環共生圏*」が提唱され、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していくことを目指しています。

これはバイオマス産業都市と通底する社会像であり、本市としてもこのような社会像の実現に向けた取組を進めるため、バイオマス産業都市構想を基に本市における「地域循環共生圏」の構築について調査・研究を行います。

また、「(仮称)甲斐木質バイオマス*発電所」の早期稼働に向けてさらなる取組を行います。

■成果指標

達成目標指標	実績値 (平成26年度)	現状値 (平成30年度)	令和2年度 目標値	令和6年度 目標値
家庭系ごみのリサイクル率 ^{※1}	17.6%	16.8%	17.0%	19.0%
			17.0%	
一人1日当たりの家庭系ごみの排出量 (資源物を除く)	601.8g	580.0g	590.0g	570.0g
			575.0g	

※1 民間資源物回収を含む「推定リサイクル率」

■関連個別計画

計画名	計画期間
甲斐市環境基本計画	平成24年度～令和3年度
第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画	平成30年度～令和9年度
甲斐市災害廃棄物処理基本計画	平成28年度～

政策(3)再生可能エネルギーの推進と地球環境保全

■SDGsの目標との対応



- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。



- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。



- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

■現状と課題

●再生可能エネルギーの利用促進

現在、本市でも再生可能エネルギー設備の導入が積極的に進められており、公共施設に太陽光発電設備や地下水熱・地中熱を利用したヒートポンプを導入しています。

東日本大震災により、現在の大規模集中型の電力システムが抱える災害に対する脆弱性が浮き彫りとなり、その対策として自立分散型の再生可能エネルギーは注目を集めています。

さらに、気候変動・地球温暖化の防止・緩和のためにも再生可能エネルギーの利用を促進する必要があります。

●バイオマスの活用推進

本市では、身近な地域資源であるバイオマス※については、「甲斐市バイオマス活用推進計画」に基づき、生ごみの液肥・たい肥化や廃食用油の燃料化等の取組を行っていますが、利用率が低く、有効活用が図られていない状況です。

今後は、地域に存在するバイオマスの活用をより一層推進していくことが課題となります。

また、国の7府省が連携して支援を進める「バイオマス産業都市※」の認定により、「甲斐市バイオマス産業都市構想」の実現に向けた取組を推進する必要があります。

●地球温暖化の防止

山梨県では、令和2年度までに平成22年度比16.0%のCO₂の削減を目標とし、令和32年度までに「CO₂ゼロやまなし」の実現を目指すこととしています。

本市においても「甲斐市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の施設等における温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

今後は、市民及び事業者等を含めた市全域の温室効果ガスの排出削減を図っていくことが課題となっています。

■今後の施策の方向

①再生可能エネルギーの利用促進

本市における再生可能エネルギーの賦存量と利活用の可能性について、引き続き調査研究を進めます。

公共施設への太陽光発電設備の導入、地中熱を利用したヒートポンプ、バイオマス^{*}など有望な再生可能エネルギーについては、国や県の助成等を活用し、市民、市内外の事業者の協力により積極的に普及推進を図っていきます。

②バイオマスの活用推進

「甲斐市バイオマス活用推進計画」及び「甲斐市バイオマス産業都市^{*}構想」に基づき、市内に豊富に存在する木質バイオマスや、廃棄物系バイオマス化石燃料に代わるエネルギーや肥料・燃料等の製品や原料に変換し、公共施設や農業活動等での利活用を図ります。

また、「甲斐市バイオマス産業都市構想」に掲げた主要事業の実現に向けた取組を強力に推進し、バイオマスを活用する新たな産業と雇用の創出により、地域経済の活性化を図るとともに、自立分散型エネルギーシステム^{*}の導入により災害に強いまちの構築を図ります。

③地球温暖化の防止

本市の公共施設等における温室効果ガスの削減を引き続き推進するとともに、市民及び事業者等を含めた市全域の温室効果ガスの排出削減を推進していきます。

また、「甲斐市バイオマス産業都市構想」に掲げる公共施設熱供給事業の推進により、温室効果ガスの削減を図ります

■成果指標

達成目標指標	実績値 (平成26年度)	現状値 (平成30年度)	令和2年度 目標値	令和6年度 目標値
市の施設等における 温室効果ガスの削減率	100%	△1.2%	△3%以上	△5%以上
			△3%以上	

■関連個別計画

計画名	計画期間
甲斐市環境基本計画	平成24年度～令和3年度
甲斐市バイオマス [*] 活用推進計画	平成25年度～令和4年度
甲斐市バイオマス産業都市 [*] 構想	平成27年度～令和6年度
第2次甲斐市地球温暖化対策実行計画	平成25年度～令和3年度

基本目標 5

交流と協働による未来を拓く活力のあふれるまち (産業・行政)

政 策	(1) 魅力ある農林業の振興
	(2) 特色ある地域産業の振興
	(3) 交流と定住促進による新たな活力づくり
	(4) 協働のまちづくりの推進
	(5) 創造的な行政運営の推進

基本目標 5

交流と協働による未来を拓く活力のあふれるまち (産業・行政)

政策(1) 魅力ある農林業の振興

■SDGsの目標との対応



2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。

2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。



11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。



15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。



17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

■現状と課題

●農林業の担い手養成

農家戸数の減少及び農家の高齢化に対応するため、農業の中核を担う認定農業者^{*}の新規認定・育成とともに、新規就農者確保に努めてきましたが、農家の減少に歯止めがかからず、次期農林業センサスにおいても、農家人口の減少が予想されています。

新規就農者を含む農業の担い手確保・育成のため、行政が積極的に農地の集積・集約化を推進し、農地の有効利用に積極的に関わっていく必要があります。

林業についても、木材価格の低下や海外からの安価な輸入材による影響、林業従事者の高齢化、後継者等の担い手不足により、民有林をはじめ森林の荒廃が進み、農業と同様、厳しい状況が続いています。新規参入者を含む林業の担い手の確保・育成を進めていくことが必要です。

農業人口と年齢別農業従事者*数(販売農家)

単位:人

年	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合計
平成17年	65	20	38	86	340	557	1,106
平成22年	10	8	19	56	221	536	850
平成27年	30	10	17	55	169	466	747

※農業従事者:満15歳以上の世帯員のうち、主として自営農業に従事した者

資料:農林業センサス

●農地利用の促進

農地は食料を生産するという基本的な機能のほか、良好な景観を形成する機能や環境保全機能、防災機能、交流機能など多くの機能を有しています。

農業を持続的に発展させていくためには、そうした機能を生かしながら優良農地の確保を図っていく必要があります。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、年々耕作放棄地が増加しています。大切な資源である農地の有効活用が急務の課題となっています。

●農林業基盤整備の推進

生産性の向上や農作業の効率化を進めるためには、老朽化している用排水路や農林道の整備など生産基盤の適切な維持管理を図っていく必要があります。地元要望等に基づき県事業と連携しながら計画的かつ継続的に実施しています。大規模な工事等を要す場合は有効な補助金等の制度を活用するなど財源確保が必要です。

また、森林資源を保全し、適切に活用していくことにより、森林の持つ多様な機能を保持するための取組が必要です。

●都市農村交流の推進

本市の北部には観光農園や美しい棚田、森林地域があります。また、滞在型の市民農園であるクラインガルテン*も整備され、都市と農村の交流が進められています。

今後も、地域の特性を活かした都市農村交流を進め、関係人口*の増加、地域の活性化に結び付けていく必要があります。

クラインガルテン施設では老朽化対策として計画的な修繕が必要となります。

●鳥獣被害対策の推進

近年、イノシシ、ニホンジカをはじめとする野生鳥獣による農産物被害は、野生鳥獣の個体数の増加や里山への生息域の拡大、過疎化や高齢化などによる耕作放棄地が増加したことにより、中山間地を中心として被害は年々深刻な状況になっています。

これらのことが耕作意欲の低下を招き、さらなる耕作放棄地の増加等につながり、被害の悪循環を生じさせています。

また、猟友会会員の高齢化などが懸念されています。

■今後の施策の方向

①農林業の担い手養成

農業の中核を担う認定農業者*の新規認定・育成とともに、農地の集積・集約化を推進し、担い手や新規就農者の確保に努めます。

農業協同組合が進める野菜の特産化に積極的に関わり、課題となる農地の集積に協力することで、耕作放棄地の解消と地域ブランド*の創設を進めます。

新規林業従事者や担い手確保・育成のため、森林組合を通じて研修会への参加や、作業時に必要な重機、機械器具等の免許取得に対する補助、さらに林業従事者の健康面や安全対策などの推進に努めます。

平成31年4月に「森林経営管理法」が施行し、森林経営管理制度*が創設されたことを踏まえ、森林環境譲与税（令和6年より森林環境税）を活用し、森林所有者への管理意向調査等を進め、バイオマス*等への活用に取り組んでいきます。

②農地利用の促進

農地中間管理機構*が行う農地利用の効率化のため、農地の貸し手及び借り手への支援を基に農地の集積の円滑化を促進し、有効活用と優良農地の保全を図ります。

③農林業基盤整備の推進

農道や農業用水路の改修に関しては、農家が効果的で安定的な農業経営に取り組めるよう、費用対効果や優先順位を精査しながら継続的に実施していきます。

また、森林資源の保全についても継続実施し林業振興に努めます。

④都市農村交流の推進

本市の中北部地域の拠点としてクラインガルテン*事業の充実に努めるとともに、市内中北部の景観の一つである棚田など、既存の甲斐市ブランドを強化し、都市部と地域住民との交流事業をより活発に行えるよう推進します。

また、「地域おこし協力隊*」の効果を検証し、今後、農業政策以外にも幅広い分野への活用を行っていきます。

⑤鳥獣被害対策の推進

野生鳥獣などによる市内の農地や森林の被害を未然に防止するため、甲斐市鳥獣害防止対策協議会の事業を継続するとともに、市内猟友会会員の育成や捕獲の担い手を確保・育成するため、新規狩猟免許取得に関する補助を行い、「甲斐市鳥獣被害防止計画」に基づき、効果的な被害防止対策を実施します。

■成果指標

達成目標指標	実績値 (平成26年度)	現状値 (平成30年度)	令和2年度 目標値	令和6年度 目標値
認定農業者*数	20人	45人	30人	60人
			50人	
耕作放棄地率	20.2%	22.0%	19.0%	23.0%
			22.0%	
都市農山村交流事業への参加者数	2,068人	2,893人	2,400人	3,050人
			2,950人	

■関連個別計画

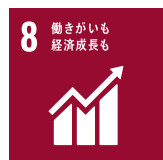
計画名	計画期間
甲斐農業振興地域整備計画	平成29年度～
甲斐市森林整備計画	平成24年度～令和4年度
農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想	平成26年度～令和5年度
甲斐市鳥獣被害防止計画	令和2年度～令和4年度

政策(2) 特色ある地域産業の振興

■SDGsの目標との対応



- 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。



- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。



- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
- 9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
- 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。



- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

■現状と課題

●観光産業の振興

観光産業の振興にあたっては、本市が有する自然・歴史・文化・ワイン産業、昇仙峡などの地域資源が持つ歴史・物語性を前面に押し出すことが必要です。そのために、民間業者と市の連携を強化することも重要です。

また、市民が地域資源の重要性を再認識し、市民全体で観光客をもてなす態勢の構築や、インバウンド*に対応した環境整備が必要です。

●商工業・サービス業の振興

消費者のニーズの多様化や大型店の出店に加え、原材料価格の上昇や消費税の増額など商工業・サービス業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いています。

その中で地域小売業の活性化を図るため、専門性の高さや個性ある店構え、接客姿勢の改善など個店の魅力の向上、及び空き店舗の有効活用などの取組への支援が求められています。

今後、販路拡大や人材確保、製品開発につながる取組への支援を進めて行くことも必要です。

●創業・起業支援の充実

平成28年に国から産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定を受け、民間活力を生かした創業・起業促進の取組を支援しています。

今後もさらなる支援のために、甲斐市商工会や市内金融機関等の創業支援事業者と連携・協力し、創業に関する相談窓口の機能強化等支援体制の充実を図る必要があります。

●既存産業の経営革新等の支援

平成29年に甲斐市中小企業・小規模企業振興会議を設置し、中小企業者等の振興に関する施策を推進するための事業の調査、研究、提案及び検証を行い、またアンケート調査を実施し、中小企業者等の経営革新等に関する施策を検討しています。

今後も中小企業者等の事業を将来につなげていくため、経営革新や技術革新、及び事業承継など、担い手不足解消に向けた中小企業者等の取組への具体的な支援を進めていくことが必要です。

●産業間・産学官連携の推進

山梨県地域経済牽引事業促進協議会への参加を通じて、県内大学や金融機関、各種団体との連携事業を行っています。

今後は甲斐市商工会や（公財）やまなし産業支援機構とも連携し、異業種の企業間交流事業などを促進していく必要があります。

また、市内に立地するサンテクノカレッジ等の機関や県内外の学術研究機関との連携による企業の技術革新に向けた取組について進めていくことも重要です。

●企業誘致の推進

市民アンケートでは、市内で働く場所が限られているとの意見が多く聞かれ、働く場所を確保することが求められています。

JR竜王駅を中心とする地域について、新たな商業施設を建設し、域内消費を増加させ、より一層質の高い生活空間を創出していくことが必要です。

市の南部については、大企業の撤退があり、その後の跡地利用については、いまだ目途がたっていません。

また、市の北西部の農工団地においても、近隣に大型複合店舗が建設され、周辺農地は宅地化が進んでおり、企業が立地するうえで弊害が生じる要因が増えています。このようなことから、新たな地域を検討していく等の必要があります。

一方、中部横断自動車道の全線開通を控え、双葉JCTは中央自動車道と中部横断自動車道の結節点として、建設が予定されている新山梨環状道路の（仮称）甲斐IC・JCTとともに、首都圏及び東海圏への物流拠点として注目が高まっています。

●地域ブランド戦略の確立

本市では、やはたいも、ワインビーフ、赤坂とまと、梅ジャム、梅ワイン、甲斐の桑茶、桑の実ジャム、桑の葉パウダー、放牧自然卵、甲斐の本格芋焼酎「大弐」、龍王源水など、特産品のブランド化を推進し、付加価値の向上を図っています。

しかし、まだ市外での認知度は低く、認知度の向上や販路拡大が課題となっています。

本市には上記のような特産品のほか、信玄堤や昇仙峡をはじめとする豊富な観光資源や、

おみゆきさん等の伝統ある祭り、さらにJR竜王駅やドラゴンパーク、また市のマスコットキャラクター「やはたいぬ」など、様々な地域ブランド*資源があります。

こうした地域ブランド資源を体系的に整理し、全体としての本市の地域イメージと特産品などの個別ブランドイメージをとともに高めていく地域ブランド戦略の確立と、これに基づく戦略的な市内外に対するPRの取組が必要です。

また、甲斐市商工会では「甲斐の桑」関連商品の販路開拓や地域団体商標の登録など、地域ブランド化を推進しており、これらの取組に対する支援も行う必要があります。

●新) 地方創生人材の育成・活用

全国的な傾向として、企業、地域において地方創生を担う人材が不足していることが課題となっています。

地方創生の取組を広げるためには、人づくりがポイントであり、多面的な人材の育成を進めるとともに、その活躍の場を確保していくことが必要です。

■今後の施策の方向

①観光産業の振興

市内各地で行われるイベントや本市が有する様々な地域資源を連携させ、観光ルートを創設することにより、観光の振興を図ります。

併せて、徒歩や公共交通機関を利用した、フットパス*「甲斐市ちいさな旅」や観光巡回バスなどのルート開拓に取り組んでおり、さらにコースの拡充を目指します。

昇仙峡については、令和元年6月に甲武信ユネスコエコパーク*の核心地域として登録されたことで、その魅力を再認識するとともに、甲府市等と連携し、日本遺産への登録に向けて、関係団体などと協議を進め、インバウンド*に対応した案内看板等の設置を検討していきます。

また、観光まちづくりの視点から、地域観光コンシェルジュ*の育成支援や古民家を活用して、効果的なPR活動や他産業との連携による観光振興や、観光協会設立の調査・検討への取組を推進します。

②商工業・サービス業の振興

地域住民の安心安全に配慮した施設・設備等の整備を支援します。

また、飲食店などの「一店逸品」や製造業等の「得意技」、建築業等の「住まいの応援団」など、販路開拓につなげられるよう情報発信していきます。

さらに、地域資源等を活用した新商品開発や販路開拓事業を甲斐市商工会等と連携して取り組み、地域活性化を推進していきます。

③創業・起業支援の充実

創業・起業をしやすい環境を整備するため、「甲斐市創業支援等事業計画」に基づき、甲斐市商工会の「ワンストップ相談窓口」や市内の金融機関及び税理士など支援関係機関と連携が図れる連携相談窓口など、創業に関する相談窓口の機能強化を図ります。

また、県が実施する起業支援事業と連携し、東京圏から起業のため移住した者に対し補助金を交付することで、起業者の創出を図ります。

④既存産業の経営革新等の支援

中小企業の経営安定や近代化のため、資金面の支援を行うとともに、甲斐市商工会との連携を図り、経営革新や技術革新、防災・減災に向けた企業の取組を支援します。

また、優秀な事業を抱える中小企業が、経営者の高齢化や後継者不足によってやむなく廃業してしまうことを避けるために、甲斐市商工会や山梨県商工会連合会、(公財)やまなし産業支援機構などの産業支援組織と連携し、次世代に経営を引き継ぐ事業承継を支援します。

さらに、県と連携し、東京圏から移住して就業した者に対し補助金を交付することで、移住の促進と市内中小企業の人手不足の解消を図ります。

⑤産業間・産学官連携の推進

甲斐市商工会や山梨県商工会連合会、(公財)やまなし産業支援機構などの産業支援組織と連携し、異分野・異業種の企業間交流を促進することにより、技術の高度化や新産業への取組、販売力の強化を支援します。

また、市内の産業界とサンテクノカレッジなど市内にある教育機関や県内外にある学術研究機関、行政機関、地域金融機関などの連携を促進し、地元企業の技術開発、先進的な事業の創出を支援します。

⑥企業誘致の推進

市街地の活力創出や本市の商業機能を高めるため、大型商業施設周辺やJR竜王駅周辺の土地利用環境を整えるとともに、質の高い生活環境を享受できる個性的で魅力ある商業施設の立地・集積を促進します。

また、市内経済の活性化や雇用の創出を図るため、これまでの取組に加え、企業の誘致エリア等を検討するための調査を行います。

さらに、中部横断自動車道や新山梨環状道路の開通及びリニア中央新幹線の開業を控え、物流業者等を支援していくための整備手法を調査・研究し、企業立地支援条例を活用する中で、新たな成長分野を中心とした企業の誘致を促進します。

⑦地域ブランド戦略の確立

既存の特産品や観光スポットなど様々な地域ブランド*資源を体系的に整理し、全体としての本市の地域ブランドの魅力と個別ブランド資源要素の位置づけと役割の明確化を図り、効果的・効率的に個別ブランドの認知度と評判を高め、戦略的にPRを進めることで、市内外に本市の地域ブランドの浸透を図っていきます。

⑧新)地方創生人材の育成・活用

地方創生を担う多面的な人材を育成するとともに、その活躍の場を提供します。

若年層に対しては、高等教育機関等と連携し、地域の産業や文化等への理解を深め、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する「ふるさと教育」を推進します。

また、若年層が地域で働き続けられるように、地方創生インターンシップ*等を通じた地域での生活・就業体験を促進し、地域企業へのU・I・Jターン*就職の機会拡大や地元定着の推進を図ります。

中高年層については、公民館などの社会教育施設や地域の団体と連携し、地方創生を担う地域の人材の活躍の場を提供します。

■成果指標

達成目標指標	実績値 (平成26年度)	現状値 (平成30年度)	令和2年度 目標値	令和6年度 目標値
観光客数(年間)	1,105,000人	1,149,000人	1,245,000人 1,165,000人	1,205,000人
地元購買率 ^{※1}	48.0%	51.9% (平成28年度)	50.0% 50.0% (令和元年度)	52.0% (令和4年度)
事業所開業率	1.2%	1.2%	1.5% 1.3%	1.5%

※1 3年に一度の調査に合わせ、令和元年度と令和4年度の目標値を記載

■関連個別計画

計画名	計画期間
甲斐市創業支援等事業計画	令和2年度～令和6年度

政策(3) 交流と定住促進による新たな活力づくり

■SDGsの目標との対応



8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。



10.2 2030年までに、年齢、性別、障がい、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。



17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

■現状と課題

●首都圏に向けた魅力情報の発信

人口減少対策としての移住定住の促進や特産品の販路開拓のために、本市の魅力を首都圏に向けて発信していくことが求められています。

しかし、本市の魅力として発信すべき情報が不明確であるため、効果的な情報発信ができていないことも課題です。シティプロモーション^{*}の手法を活用し、発信すべき情報を見極めることが必要です。

●移住定住の推進

本市の人口移動については、近年、転入超過が続いていますが、20歳代前半と30歳代後半から40歳代前半の年齢層の転出超過も見られることから、市内への定着が求められます。

現在、空き家バンク^{*}制度を活用し移住定住対策を行っていますが、登録物件が少ないため、登録物件を増やし、有効活用出来るような取組が必要です。

●新)関係人口の創出・拡大

高齢化が進む地区では農業や地域活動の担い手となる人材が不足しています。

しかしながら、全国的な人口減少と都心への一極集中が進む中で、本市だけが移住者を増やしていくことは容易ではありません。

そこで、本市と継続的に関係を持ちつつ、産業や地域活動の担い手となる関係人口^{*}の確保に向けた取組を推進することが必要です。

●国際交流と多文化共生社会の実現

本市の外国人割合は1.5%ですが、平成31年4月に出入国管理及び難民認定法の一部改正が施行し、今後、外国人就業者が増加することが見通されます。

多様な社会的、文化的背景を持つ外国人が暮らしていくためには、コミュニケーションや生活面での支援とともに地域住民との共生が求められます。

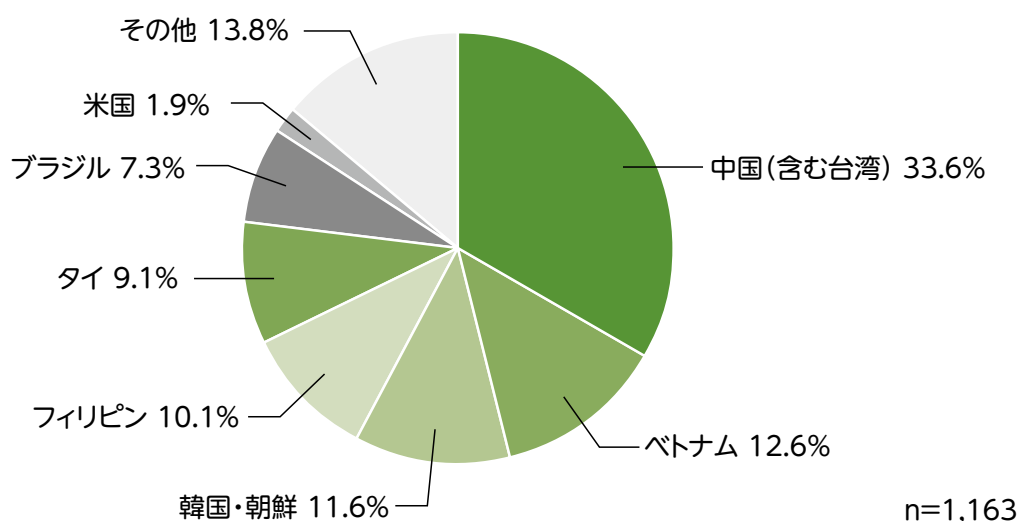
国籍別・外国人住民数(各年4月1日現在)

単位:人

年	中国 (含む台湾)	韓国 朝鮮	フィリピン	ブラジル	米国	タイ	ベトナム	その他	総数
平成26年	375	165	110	97	15	124	19	73	978
平成27年	394	139	113	90	16	124	18	78	972
平成28年	393	131	118	66	14	109	28	99	958
平成29年	395	133	122	69	13	116	70	116	1,034
平成30年	389	132	123	79	16	108	127	119	1,093
平成31年	391	135	117	85	22	106	146	161	1,163

資料:市民窓口課

国籍別・外国人住民の構成(平成31年4月1日現在)



資料:市民窓口課

●全市的イベントの開催

平成28年に大型イベントである「甲斐市わくわくフェスタ」について、アンケートを行ったところ、全体の8割以上で「継続」という回答を得ました。改善点として、規模が大きすぎる、中高年層が望む内容が欠けているなどの意見がありました。

平成30年度に「甲斐市わくわくフェスタ」は廃止し、令和元年度新たに開催する「甲斐市サクラまつり」についても、市民交流振興等の成果を検証して、市民が満足できるイベントとして開催します。

■今後の施策の方向

① 首都圏に向けた魅力情報の発信

移住定住ポータルウェブサイトの開設や都内に情報発信拠点を設置するなど、直接首都圏に向けて市の魅力を積極的に発信します。また、市民・地元企業などと情報を共有し、首都圏からの移住定住の促進や特産品の販路拡大等に取り組みます。

② 移住定住の推進

移住相談会等における移住定住に関する情報発信の充実、移住支援事業補助金の活用、空き家バンク*の登録物件の増加や、移住者に対するアフターケアの充実などにより、定住人口の増加を図っていきます。

③ 新)関係人口の創出・拡大

本市の暮らしや文化を体験するツアーやフラインガルテン*、地域おこし協力隊*、特産品の販売、ふるさと応援寄附金*制度などを活用し、本市と継続的に関係を持つ関係人口*の創出・拡大に取り組みます。

④ 国際交流と多文化共生社会の実現

多文化共生社会*の実現については、互いの習慣、文化の違いを理解することにより、互いに個性を尊重しあい、だれもが住みよい社会の形成を目指します。そのためには、保健医療福祉、教育、環境（ごみ等）、防災などの分野における生活面の支援策について検討します。

また、この実現に向け、民間の立場から支援を行う国際交流協会に対し、側面的な支援を引き続き行っていきます。

⑤ 全市的イベントの開催

地域の既存イベントを大切にするとともに市民参加の推進に努め、家族が集い、地域住民が交流し、楽しめる全市的なイベント等を検討し、市民の一体感や地域に対する愛着心の醸成を目指します。

■成果指標

達成目標指標	実績値 (平成26年度)	現状値 (平成30年度)	令和2年度 目標値	令和6年度 目標値
空き家バンク利用の移住者数累計	5人	17人	17人	35人
			23人	

政策(4)協働のまちづくりの推進

■SDGsの目標との対応



4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ*、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。



5.c ジェンダー*平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。



16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。

16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。



17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

■現状と課題

●広聴・広報の充実

市民とともにつくる市政の実現のため、広聴・広報には市民ニーズを把握して市民の提言等を市政に反映させていくとともに、わかりやすく効果的に市政情報を提供していくことが求められています。

広聴活動については、制度そのものの認知度が低いため、幅広い市民ニーズが把握しにくい状況となっており、市民と行政がともに考え、ともに働いていくために必要な双方向のコミュニケーションが不足している状況です。

そのため、広聴活動の制度について、より一層周知を図っていく必要があります。

広報活動については、広報誌やウェブサイトなどの内容が制度や啓発的な情報、イベントの周知や結果報告といったいわゆるお知らせ記事が中心となっています。

そのため、市民に対して的確でわかりやすい市政運営の方針や課題などの情報を発信し、当事者意識を高めていただきながら市政への参加を促すとともに、郷土への誇りと愛着を深めてもらうことが求められています。

●情報公開の充実

本市の情報公開制度は、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、「甲斐市情報公開条例」に基づき、市が保有する行政文書の開示に努めています。

市が市政に関し、市民に説明する責任が全うされるようにするとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、市民参画の開かれた市政を一層推進する必要があります。

●市民参加及び協働の推進

本市では、平成25年10月に「甲斐市まちづくり基本条例*」を施行し、市民参加や協働のまちづくりの仕組みの構築を行い、市民、議会、市の役割分担を定め、協働によるまちづくりの実現を図りました。

併せて「甲斐市・協働のまちづくり基本方針」を定め、市が行うべき基本的事項を示し、協働のまちづくりの実践をしています。

社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対し、適切かつ迅速に対応するためには、地域の公共的な課題に対し、市民、議会、市が互いに理解し協力しながら、協働して解決していくことが求められています。

そのために、市民アンケートやパブリックコメント*などの従来行ってきた市民参加の手法を充実させるだけでなく、ワークショップ形式による運営など、個々の事例に応じた市民参加の適切な方法を検討することや、NPO法人やボランティア団体などとの協働を推進するための制度等を整備し、市が一体となって取り組んでいく必要があります。

このほか、まちづくり基本条例に基づき行われた市民参加及び協働の取組の検証を行い、統一した基準により、公表するシステムづくりが必要です。

●地域コミュニティ活動の促進

本市の自治会への加入率は約80%となっていますが、転入者が多い地区を中心として加入しない世帯が目立つようになるなど、地域コミュニティ*の維持が懸念される状況となっています。最近では、アパート世帯のみならず戸建て世帯でも加入しないケースが増えてきています。

自治会加入は、災害時の共助という点でも重要であり、あらゆる機会を通じて加入を促すとともに、魅力ある自治会づくりに向けた取組を行っています。

今後も、転入世帯への加入促進に関するチラシの配布や、自治会の改革等に関する研修会を開催し、自治会には、地域生活に密着した課題の解決や調整する役割があることの理解を深めるとともに、引き続き魅力ある自治会づくりに取り組んでいく必要があります。

また、小規模な自治会に対しては、「自治会統合」に関する説明会を実施しており、人口減少が見込まれる将来、市として自治会規模に関する指針や、支援策などを検討する必要があります。

地域コミュニティの活動拠点となる地域集会施設は、老朽化が進み、耐震性も低い施設が多くなっています。

現在、（一財）自治総合センターのコミュニティ助成事業を自治会に取り入れています。今後とも、地域集会施設の整備や備品の購入により地域コミュニティの基盤づくりを行っていくことが必要です。

●男女共同参画社会の推進

少子高齢化、人口減少社会への移行、家族形態の多様化など、社会経済情勢の急速な変化に対応していくためには、男女が互いに個性や能力を認め合い、共同して家庭や地域、職場などあらゆる分野に参画していける男女共同参画社会*の実現が不可欠です。

本市では、甲斐市男女共同参画推進委員会を中心に啓発活動やアンケート調査、講演会等を開催し、男女共同参画に関する市民への意識の浸透を図っています。

男女共同参画の推進分野は多岐にわたり、範囲が広いため、推進委員会ではここ数年、防災・減災への女性の視点を取り入れた取組など、地域における男女共同参画の推進を活動の中心としています。

地道な活動により、男女共同参画社会の実現への取組は、少しずつ広がりはみせているものの、社会のあらゆる分野において十分浸透しているとは言い難く、特に性別による固定的役割分担意識の解消が必要になります。

●新)SDGsの普及促進

国連は、2015年に2030年を期限とする国際社会全体の持続可能な開発目標(SDGs*)を定め、我が国でも、関係行政機関相互の緊密な連携のもと、SDGs達成に向けて総合的な取組を推進しています。

本市においても、社会情勢の変化に伴う様々な課題に対応するため、今後、SDGsの理念を反映した市政運営を展開することが求められます。

また、SDGsは公共団体に限らず、企業、地域においても取組が期待されています。

■今後の施策の方向

①広聴・広報の充実

広聴に関しては、「市長への手紙」制度など、より一層の周知を図っていきます。これにより、市民からのまちづくりや課題解決に向けての意見や提言等を幅広く集め、その声を市政へ反映させる双方向の取組を進めます。

広報に関しては、制度周知や啓発といったお知らせ記事以外にも、市政運営の方針やまちづくりに関する情報などを市民に対してわかりやすく発信していきます。これにより、市政への理解を深め関心を高めてもらうとともに、市政への参加を促していきます。

また、広報誌やウェブサイト、SNS*を効果的に活用し、様々な年代や趣向に合わせた工夫をしながら、地域に密着したわかりやすい情報を発信し、郷土への誇りや愛着を深めてもらうきっかけづくりを行います。

②情報公開の充実

市政運営にあたり、保有する情報を適切に公開し、市民との情報の共有に努めます。

③市民参加及び協働の推進

「甲斐市まちづくり基本条例*」による協働のまちづくりを推進するための制度や仕組みの整備に努めるため、関連個別計画や各種事業における協働の取組の検証を行い、その結果を広く市民に公表することとします。

また、関係機関と連携してNPO法人及びボランティア団体等を把握し、まちづくりの担い手となる人材の育成や、市民の活動支援や運営の場の提供などに努めます。

④地域コミュニティ活動の促進

市民にとって一番身近な自治組織である自治会は、市民生活にとっても重要な組織であるため、自治会加入のメリットの事例紹介及び周知に努め、加入促進を図るとともに、地域コミュニティ^{*}の活動拠点となる地域集会施設の整備や備品の購入に関し、コミュニティ助成事業や市の補助金により引き続き支援し、コミュニティの基盤づくりと活性化を推進します。

一方で、人口減少、高齢化に伴い地域コミュニティの運営が容易ではなくなっており、小学校区での地域でのささえ合いの体制^{*}づくりなどを踏まえ、時代に即した地域コミュニティのあり方を検討します。

⑤男女共同参画社会の推進

「甲斐市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会^{*}形成に向けた市民の意識づくりや、男女がともに仕事と家庭、地域に参画できる環境づくりを進めていきます。また、「第4次甲斐ヒューマンプラン」を策定し、男女共同参画社会の事例紹介や周知など啓発活動に努めます。

⑥新)SDGsの普及促進

SDGs^{*}の理念を反映し、持続可能なまちづくりを推進するために、市内の企業、地域のほか、本市職員へのSDGsの普及啓発に取り組みます。また、SDGsの普及促進に向けた調査・研究を進めます。

■成果指標

達成目標指標	実績値 (平成26年度)	現状値 (平成30年度)	令和2年度 目標値	令和6年度 目標値
自治会加入率	82.0%	79.1%	85.0%	82.0%
			80.0%	
審議会等委員への女性の登用率	22.4%	29.9%	30.0%	35.0%

■関連個別計画

計画名	計画期間
第3次甲斐ヒューマンプラン	平成28年度～令和2年度

政策(5)創造的な行政運営の推進

■SDGsの目標との対応



16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。



17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

■現状と課題

●窓口対応サービスの向上

市役所の窓口の対応に関しては、窓口向上アンケートで高い評価を得ています。

平成23年度の新館開庁と同時に総合窓口サービスを開始し、住民異動届、戸籍届に伴う各種の手続きのワンストップサービス*を行っています。

市民からは移動がなく、1か所で手続きができるため「便利で分かりやすい」と喜ばれていますが、一件の処理に時間がかかり待ち時間は増加していることから、窓口体制、待ち時間の縮小といったさらなる充実を図る必要があります。

また、総合案内には、来庁者の誘導、案内をするフロアマネージャーの配置により、スムーズな窓口対応が行われています。

各業務の制度の改正、複雑化に伴い、市民のニーズも高度化していることから、職員の能力の向上に努める必要があります。

●相談体制の充実

市主催の無料法律相談(年6回:弁護士3回、司法書士3回)、市民相談(年36回:毎月3地区で1回ずつ開催)、行政相談(年12回:3地区を毎月交代で1回ずつ開催)を実施するとともに、専門の相談員が常駐する相談窓口である市消費生活センター*で相談を行いました。

また、臨時の相談についても県民生活センターなどの相談機関を紹介するなどして、相談体制の充実を図っています。

しかし、相談件数の増加に伴い、相談内容も複雑化、高度化していることから、相談員の能力の向上、窓口体制のさらなる充実を図る必要があります。

●庁舎整備の推進

各庁舎においては、特殊建築物定期調査により指摘された事項について、随時修繕を行いました。しかし、竜王庁舎本館については、建築から30年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、安全性に配慮する必要があります。

●情報化の推進

情報化の推進には多大な費用負担・人的負担を伴うため、費用対効果に優れた情報化を推進していくことが重要です。

また、AI^{*}やRPA^{*}等の新しい技術の活用や高度化するセキュリティ対策に重点をおいた施策を実施することも必要です。

●住民基礎情報の適正管理

市が保有する住民基礎情報について適切な管理が行われていますが、個人情報におけるセキュリティ対策には万全を期す必要があります。

また、本市の個人番号カード^{*}の普及率は10.9%であり、利便性の向上、事務の効率化を図るために、カードの多目的利用を検討する必要があります。

●地域経営体制の充実

地方分権や人口減少・地域経済縮小の克服に向けた地方創生の進展により、地域のことは地域で決定し、全国各地域で地域の実情に合った独自のまちづくりが進められており、全国画一的な施策ではなく、地域自らが将来の成長・発展の種となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用した地域独自の取組が求められています。

このことから、市では地方創生時代における政策の企画立案能力の向上と職員の育成を目的とした「甲斐市政策研究所^{*}」を平成28年に設立しました。

今後も、地域独自の創意工夫と戦略の策定は、市の最重要の課題となることから、国・県・周辺自治体のほか、大学、企業、団体などと連携した取組が必要となります。

●議会運営の支援

平成23年度から実施した本会議のインターネット中継により、本議会の内容が広く公開されています。

さらに市民に身近で開かれた議会の充実を図るため、今後においても議会インターネット中継の整備や議会広報の充実に向けた取組を支援することが必要です。

■今後の施策の方向

①窓口対応サービスの向上

市役所の窓口に来訪する市民を迅速・的確に案内・誘導するサービスの充実を図ります。窓口アンケート、接遇研修を実施し、多様化・高度化する市民ニーズに的確・迅速に対応できる職員の育成を図り、質の高い行政サービスを提供していきます。

窓口サービスの維持とさらなる向上に取り組むことで、わかりやすく親切な行政サービスを提供するまちづくりを行っていきます。

また、近年外国人人口が増加傾向にあることから、外国人へのサービス向上のため多言語の「案内看板」の設置や「案内書類」の作成を行っていきます。今後は、通訳の配置または通訳コールセンターの活用等の検討をしていきます。

②相談体制の充実

市主催による無料法律相談・市民相談・行政相談を引き続き開催するとともに、専門の相談員が常駐する相談窓口である市消費生活センター*の設置を継続し、相談体制の充実を図ります。

また、市内に居住する外国人が、制度の違いによる生活に関わる様々な事柄についての疑問や悩みを抱えた場合において、適切な機関へ取り次ぐことができるよう、多言語による情報提供により、市や関係機関が実施する各種相談窓口の周知を図るなど、相談しやすい環境の整備に努めます。

③庁舎整備の推進

市民が安心して利用できるよう、各庁舎の機能の見直しをしながら、改修・維持管理を行います。

特に竜王庁舎本館については、老朽化が進んでいるため、今後の特殊建築物定期調査及び保守点検などを基に改修していきます。

また、窓口アンケートで評価の低かった「案内看板」について、よりわかりやすいものになるよう改善を図ります。

④情報化の推進

情報化の推進については、事務の効率化及び費用対効果に優れ、市民の利便性の向上を目的とし、基幹系システムの共同化及びAI*・RPA*等の導入について検討します。特に、災害等が発生した場合に、必要となる情報を活用できるシステム構築を目指します。

セキュリティ対策については、重要度とその効果を検討し、費用対効果の高いシステムの導入を進めます。

⑤住民基礎情報の適正管理

市が保有する住民基礎情報の適正な管理を行うとともに、個人情報におけるセキュリティ対策には万全を期します。

また、個人番号カード*については、国が進める交付円滑化計画に基づき、令和4年度にはほとんどの市民がカードを保有するよう推進を図ります。

さらに、同カードを利用した消費活性化策と併せて多目的利用の拡大を図ります。

なお、多目的利用の拡大にあたっては、複数の所管課と連携する必要があるため、個人番号

カードの普及促進と多目的利用の拡大を一体で実行できる体制づくりを検討します。

⑥地域経営体制の充実

平成28年に設立した「甲斐市政策研究所[※]」を活用し、地域の担い手確保や地域の課題解決に向けた地域独自のまちづくりを推進するため、大学等と連携した政策等の研究や事業の共同推進を行っていきます。

また、人口減少下における地域間連携として、国や県、関係自治体と相互に連携し、市民の利便性の向上や広域的な問題解決を目指します。

⑦議会運営の支援

議会広報及び議会インターネット中継の充実による市民への情報提供など議会運営を支援します。

■成果指標

達成目標指標	実績値 (平成26年度)	現状値 (平成30年度)	令和2年度 目標値	令和6年度 目標値
窓口サービスに対し満足度を 感じる市民の割合 ^{※1}	80.4%	77.9% (平成29年度)	83.0% 83.0% (令和元年度)	85.0% (令和5年度)
新)個人番号カード [※] の交付枚数 ^{※2}	—	8,206枚	— 35,673枚	67,909枚 (令和4年度)

※1 隔年の調査時に合わせ、令和元年度と令和5年度の目標値を記載

※2 国の交付円滑化計画に基づき、令和4年度の目標値を記載

